

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
健康保険部の所管する部分について

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
健康保険部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明
申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、
10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年
度任用職員の給与を改定しようとするものです。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実
施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料
表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明
を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職

給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引き上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用

の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、大津市予算関係議案、一般会計予算説明書の26ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目2民生手数料、節1社会福祉手数料、説明欄介護予防計画作成手数料は、あんしん長寿相談所等が行う、要支援の方や、総合事業対象者の方の介護予防ケアプラン等の作成にかかる手数料の補正です。

目3衛生手数料、節1保健衛生手数料、説明欄犬の登録等手数料は、狂犬病予防注射済票の交付及び新規登録等にかかる手数料の補正です。

28ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄拠出制国民年金事務委託金は、国民年金事務にかかる必要経費に対して交付される委託金であり、会計年度任用職員の雇用

経費の補正に伴い増額するものです。

30 ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1障害福祉費県補助金、説明欄障害者等給付費補助金及び障害者等給付事務費補助金は、障害者医療費、老人医療費及び母子家庭等医療費の助成経費に対する補助金であり、障害者医療費及び母子家庭等医療費の助成経費の補正に伴い増額するものです。

節3児童福祉費県補助金、説明欄乳幼児医療給付費補助金及び乳幼児医療給付事務費補助金は、乳幼児医療費助成の経費に対する補助金であり、助成経費の補正に伴い増額するものです。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節3民生費雑入、説明欄一体的実施受託金は、会計年度任用職員に係る経費の精算分であり、説明欄後期高齢市町負担金精算金は、滋賀県後期高齢者医療広域連合から前年度の精算分が交付されるものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

44ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄1常勤職員給与費(40人)は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄5福祉医療費助成事務費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

目2障害福祉費、説明欄3障害者医療費助成費は、身体障害者や知的障害者等を対象とした医療費助成の増加に伴う補正です。

46 ページをお願いします。

目4老人福祉費及び下段の目5国民年金費は、それぞれ給与改定等による常勤職員給与費並びに会計年度任用職員の変動等に伴う雇用経費の補正です。

目6国民健康保険事業特別会計繰出金、目7介護保険事業特別会計繰出金、目8後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、各特別会計予算の補正に伴う繰出金の補正です。

48ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄6乳幼児医療費助成費は、0歳から就学前までの乳幼児を対象とした医療費助成費の増加に伴う補正です。

説明欄7子ども医療費助成費は、小学校1年生から中学校3年生までの子どもを対象とした医療費助成の増加に伴う補正です。

50ページをお願いします。

目5母子福祉費、説明欄1母子家庭等医療費助成費は、母子、父子家

庭等を対象とした医療費助成の増加に伴う補正です。

52ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、給与改定等による常勤職員給与費並びに会計年度任用職員の変動等に伴う雇用経費の補正です。

目2予防費、説明欄1常勤職員給与費(30人)は、常勤職員の変動等による常勤職員給与費の補正です。

説明欄2狂犬病予防対策費は、会計年度任用職員の変動等に伴う雇用経費の補正です。

説明欄3感染症予防対策費は、前年度超過交付された国庫支出金の精算に伴う返還金及び会計年度任用職員の変動等に伴う雇用経費の補正です。

目3総合保健センター運営費及び54ページの目4母子保健費は、それぞれ給与改定等による常勤職員給与費並びに会計年度任用職員の変動等に伴う雇用経費の補正です。

目5健康増進費、説明欄1健康増進対策費及び説明欄2がん検診推進費は、前年度超過交付された国庫支出金の精算に伴う返還金です。

目6環境衛生費、説明欄1常勤職員給与費(29人)は、給与改定等による常勤職員給与費の補正です。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続いて債務負担行為についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

老人福祉センター管理運営事業費は、指定管理者管理委託料の令和6年度から令和10年度までの限度額を定めるものです。

以上、議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、健康保険部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。